

居宅介護支援事業所重要事項説明

[平成 28年7月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 **058-322-5860** (月～金曜日 8:30～17:30)
担当 介護支援専門員 _____ /管理責任者
ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	いつき介護相談センター鶴沼西
所在地	岐阜県各務原市鶴沼各務原町二丁目136番地
介護保険指定番号	居宅介護支援事業 (2170501775)
サービスを提供する実施地域	岐阜県各務原市 愛知県犬山市、丹羽郡扶桑町 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制と主な職務内容

管理者 1名 (常勤 介護支援専門員と兼務)
ケアマネジメント業務の統括・従業員の管理等
介護支援専門員 1名 (管理者と兼務1名)
居宅介護支援・ケアマネジメント業務の企画・調整・実施事務処理等

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8:30～午後5:30
(土曜、日曜、祝日、12月30日～1月3日は休業)

058-322-5860 (事業所電話番号) より 事業所携帯電話へ転送
* 介護支援専門員 (ケアマネージャー) 個人の携帯電話番号等はお伝えして
おりません。

3. 当法人の概要

(1) 名称 株式会社ウイングル
代表者 原 克行
開設者所在地 愛知県一宮市萩原町朝宮字朝宮前33番地1
電話番号 0586-69-2220 (代表)
FAX 0586-69-2220

(2) 事業計画及び財務内容について

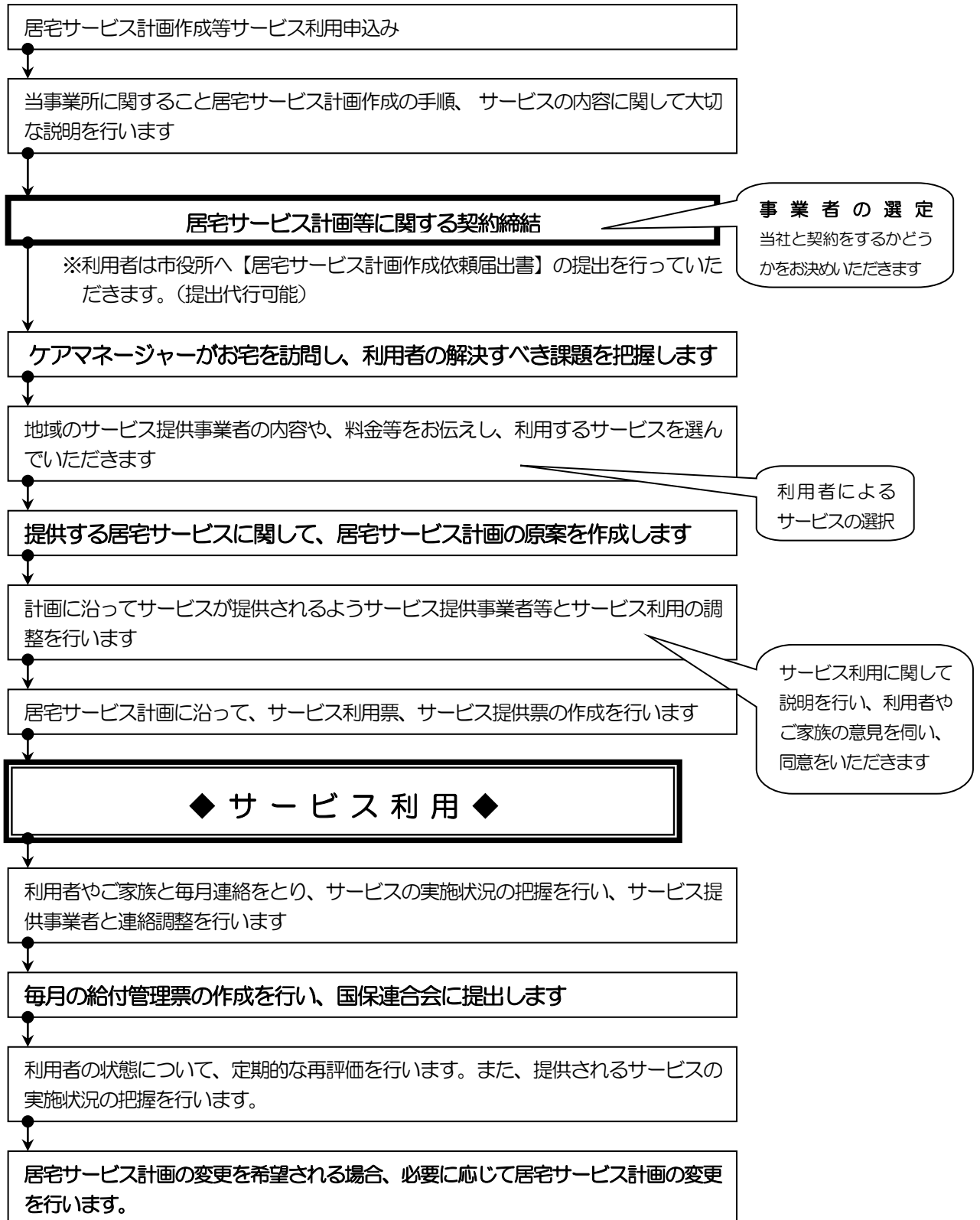
事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し文書による請求により閲覧する事ができます。ただし、事務処理中など都合によりお時間を頂く事もあります。

4. 運営の方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の状況やその環境に応じて、利用者が有する機能に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、援助を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立の立場で調整いたします。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保健施設等と連携に努めます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第4～9・11・12条参照）

(1) 居宅介護支援申し込みからサービス提供までの流れ



※利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新・区分変更申請等に必要な援助を行います。
※利用者が居宅において日常生活を営む事が困難となったと認められる場合又は利用者が介護保健施設への入所を希望する場合には、介護保健施設の紹介その他の便宜の提供を行います。尚、その際の施設への申し込みはご家族等をお願い致します。

(2) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い頂くことになります。

□居宅介護支援利用料

要介護1・2 (1,042単位/月×10円) 10,420円

要介護3・4・5 (1,353単位/月×10円) 13,530円

□初回加算 (300単位/月×10円) 3,000円

新規に居宅サービス計画を作成した場合。

要支援者が要介護認定を受けた際に居宅サービス計画を作成する場合。

要介護状態区分が2段階以上変更となった場合。

□入院時情報連携加算

入院時情報連携加算（Ⅰ） (200単位/月×10円) 2,000円

入院する際、利用者に関する必要な情報を医療機関に訪問し提供した場合。

入院時情報連携加算（Ⅱ） (100単位/月×10円) 1,000円

入院する際、利用者に関する必要な情報を医療機関に訪問以外の方法により提供した場合。

□退院・退所加算 (300単位/月×10円) 3,000円

入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、連携を行った場合。

□小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

(300単位/月×10円) 3,000円

居宅サービスから小規模多機能型居宅介護に移行する際、利用者に関する必要な情報を提供した場合。

□看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

(300単位/月×10円) 3,000円

指定看護小規模型居宅介護の利用を開始する際、利用者に関する必要な情報を提供し、当該事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合。

□緊急時等居宅カンファレンス加算 (200単位/月×10円) 2,000円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。

※ 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

※ 料金の改定について

介護保険改正等により料金改定があった場合は、別紙にて説明をすると共に、同意を頂きます。

6. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

(1) 提供する居宅介護支援について

- ① 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ② 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ③ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

(2) 要介護認定後の契約の継続について

要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。

(3) 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

(4) 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ① 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- ② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

7. サービス内容に関する苦情（契約書第16条参照）

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：いつき介護相談センター鶴沼西

058-322-5860 担当者：管理者

(2) その他の窓口 当事業所以外に市区町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

各務原市：介護保険課 058-383-1778 平日 8：30～17：15

犬山市：長寿社会課 0568-44-0326 平日 8：30～17：15

扶桑町：介護健康課 0587-93-1111 平日 8：30～17：15

又は、岐阜県国民健康保険団体連合会：介護保険課 苦情相談係 058-275-9826
平日 9：00～17：00

愛知県国民健康保険団体連合会：介護保険室 苦情相談室 052-971-4165
平日 9：00～17：00

8. 秘密保持（契約書第13条参照）

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らす事がないよう、必要な措置を講じます。この守秘義務は退職後および契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、利用者は同意します。

9. 事故発生時の対応および損害賠償（契約書第14条参照）

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録を行います。
- (3) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

10. サービスの利用に関する留意事項（契約書第3条参照）

- (1) サービス提供を行う介護支援専門員
サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (2) 介護支援専門員の交替
 - ①事業所からの介護支援専門員の交替
事業所の都合により、介護支援専門員を交替する事があります。
介護支援専門員を交替する場合は、利用者に意向を確認すると共に、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
 - ②利用者からの交替の申し出
選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

11. 居宅サービスを受けるに当たっての重要事項

- (1) 利用者は利用者の主治医が居宅サービス計画の閲覧または提出を求めた時は、事業者がこれを提供することを同意します。
- (2) 利用者は居宅サービスを利用するにあたり、居宅サービス事業者から診断書の提出を求められた場合は、これを提出することに同意します。診断書に対する料金は利用者が負担します。
- (3) 交付した「サービス利用票」のサービス内容を変更された場合や、異なる事業者からサービスを受けた場合は、担当の介護支援専門員に連絡してください。ご連絡いただけない場合、限度額超過分の全額負担が生じることがあります。
- (4) 被保険者資格を喪失した場合や、要介護状態区分の変更があった場合等、お手持ちの被保険者証の記載内容に変更があったときは、担当の介護支援専門員に連絡してください。
- (5) 利用者が入院された時や退院の見通しが立ちましたら、担当の介護支援専門員に連絡してください。
- (6) 住宅改修や福祉用具の購入等をお考えの方は、事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。ご相談いただけない場合、全額負担が生じることがあります。